(2) 全国推進事業

第1 趣旨

要綱別表1の \mathbb{N} の6の(2)の全国推進事業の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

第2 事業の内容

要綱別表1の \mathbb{N} の6の(2)の事業内容は、次のとおりとする。

1 乳業の再編整備の実施に関する取組

全国又は広域的地域における乳業関係者間の連携体制の構築及び乳業再編整備の推進を図るための次に掲げる取組を行うものとする。

(1) 全国等における乳業の合理化方針の策定

地域における乳業の再編の方向性等を定めた乳業再編全国ビジョン及び広域的地域における乳業の再編の方向性等を定めたブロック乳業再編ビジョン等の策定を行うために、策定委員会等の開催、乳業等の現状調査の実施、調査結果の分析等の取組

- (2) 全国ビジョン等の具体化の調整、普及等
 - (1) で策定した乳業再編全国ビジョンを具体化するために、酪農及び乳業関係 団体間の調整、普及・啓発、指導等の取組
- 2 再編合理化工場等への経営指導等

乳業工場の再編合理化を実施する際の参考となる経営分析、経営シミュレーション 等の実施、事業の実施における調整事項等の指導等の取組を実施するものとする。

3 新品種・新技術等の活用事例調査等に関する取組

産地のブランド化に向けて、新品種・新技術の活用による新商品の開発等に関する 事例調査等の取組を実施するものとする。

第3 事業実施主体

乳業再編の手法に関する十分な知識のある専門家が参画している団体であって、適切な財政基盤、経理処理能力を有している団体とする。

第4 事業の成果目標

- 1 成果目標については、本事業による成果物の普及状況について設定するものとする。
- 2 要綱第4の2の生産局長が別に定める事業の成果目標の目標年度は、事業実施年度 の翌年度とする。

第5 事業実施手続

- 1 要綱第5の1の(4)に基づく全国推進事業計画の作成及び提出は、別記様式第1 号により行うものとする。
- 2 要綱第5の1の(6)の生産局長が別に定める重要な変更とは、事業の廃止のほか、 補助事業費又は事業量の3割を超える変更をいうものとする。

3 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)後に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、生産局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第2号により、生産局長に提出するものとする。

- 4 3のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- 5 3のただし書により交付決定前に着手する場合については、生産局長は事前にその 理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても 必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第6 事業実施状況の報告

1 事業実施状況の報告

要綱第6の3に基づく事業実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の7月末までに事業の結果、成果等について、別記様式第3号により、行うものとする。

2 事業の実施状況に対する指導

生産局長は、1の規定による事業実施状況の報告の内容について検討し、成果目標に対して事業の進捗が遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。

第7 事業の評価

- 1 要綱第7の7に基づく事業実施主体による事業の自己評価及びその報告は、事業実 施年度の翌年度において、成果報告書を別記様式第4号により作成し、7月末日まで に行うものとする。
- 2 生産局長は、事業実施主体から1の報告を受けた場合には、内容を点検評価し、別記様式第5号に評価結果を取りまとめ、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

第8 補助対象経費

補助対象経費は、別紙の経費であって本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

- 1 検討委員会等の開催に係る経費であって、事業費、謝金、旅費、賃金、役務費等とする。
- 2 経営指導等の実施に係る経費であって、事業費、旅費、謝金、賃金、役務費、委託 費等とする。

第9 全国推進事業の実施基準

全国推進事業の実施基準は次に掲げるものとする。

- 1 第7の1から3までの全ての取組を実施するものとする。
- 2 次の取組は、助成の対象としない。
 - ア 国又は地方公共団体から他に直接又は間接に補助金等の交付を受け、又は受ける 予定の取組
 - イ その成果について、その利用を制限し、公共の用に供さない取組
- 3 成果の普及
 - ア 事業実施主体は本事業の趣旨に鑑み、成果を普及するため、新聞、図書、雑誌論 文等の印刷物やインターネット等で本事業における成果等を公表し、地区推進の取 組に情報・技術の提供をするものとする。
 - イ 事業実施主体は、生産局長が本事業による成果の普及を図ろうとするときには、 これに協力しなければならない。

別紙 全国推進補助対象経費

全国推進事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために 直接必要な試験・調査備 品の経費 ただし、リース・レン タルを行うことが困難な 場合に限る。	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書(原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く)やカタログ等を添付すること。
事業費	会場借料	事業を実施するために 直接必要な会議等を開催 する場合の会場費として 支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために 直接必要な郵便代及び運 送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために 直接必要な実験機器、事 務機器、ほ場等の借り上 げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために 直接必要な資料等の印刷 費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために 直接必要な図書及び参考 文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広 く一般に定期購読されて いるものは除く。
	原材料費	事業を実施するために 直接必要な試作品の開発 や試験等に必要な原材料 の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。

I	<u> </u>		
	消耗品費	事業を実施するを費 を実施すの経費 を実施すの事業のの事業を実施での事業のの事業のの事業のの事業のの事業のの事業ののののでは、 期間のののでは、のののののののののでは、 関係を表するののでは、 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために 直接必要な会議の出席又 は技術指導等を行うため の旅費として、依頼した 専門家に支払う経費	
	専門員旅費	事業を実施するために 直接必要な事業実施主体 が行う資料収集、各種調 査、打合せ、成果発表等 の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために 直接必要な資料整理、補 助、専門的知識の提供、 資料の収集等について協 力を得た人に対する謝礼 に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠と なる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及 び事業実施主体に従事す る者に対する謝金は認め ない。
賃金		事業を実施するために 直接必要な業務を目的と して本事業を実施する事 業実施主体が雇用した者	・雇用通知書等により本事 業にて雇用したことを明 らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤

		に対して支払う実働に応 じた対価(日給又は時間 給)の経費	簿及び作業日誌を整備す ること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分(例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取り応者の実施を他の者(応き、自社を含む。)に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たする・な、第三者に委託する・な、第三者に委託すりをを表している。とのないのものののののののののののののののののののののののののののののののののの
役務費		事業を実施するために 直接必要かつ、それだけ では本事業の成果とは成 り立たない分析、試験、 加工等を専ら行う経費	・試作品の製作・加工について、他者に設計図を示して製作・加工を行ってもらう場合の費用を含む。
雑役務費	手数料	事業を実施するために 直接必要な謝金等の振込 手数料	
	印紙代	事業を実施するために 直接必要な委託の契約書 に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために 直接新たに雇用した者に 支払う社会保険料の事業 主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために 直接新たに雇用した者に	

支払う通勤の経費

- 1.賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に定めるところにより取り扱うものとする。
- 2. 上記欄の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。
- (1) 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- (2)補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入 及びリース・レンタルの場合